

第2 調査結果

I 申請に対する処分、不利益処分及び行政指導に関する手続

1 申請に対する処分

(1) 審査基準の設定状況

行政庁は、審査基準を定めるものとする。(法第5条第1項)

- 審査基準
申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準
- 処分
行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為
- 申請
法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの

平成20年度及び21年度の2か年に新設された処分(申請に対する処分)に係る審査基準の設定状況は、表1のとおりである。

新設された処分の種類数663(本省等及び調査対象地方支分部局(以下単に「地方支分部局」という。)の合計)のうち、審査基準を設定しているものは456(設定率68.8%)である。

また、新設された処分の種類数663のうち、審査基準を設定していないものは、207(未設定率31.2%)である。

表1 審査基準の設定状況(処分の種類数)

	処分の種類数	審査基準設定済み(設定率)		審査基準未設定(未設定率)
		通知・通達等で設定	法令で規定	
本省等	568	381	174	187
地方支分部局	95	75	29	20
合計	663(100%)	456(68.8%)	203	207(31.2%)

(注) 1 「審査基準設定済み」は、法令の規定において判断基準が言い尽くされており、改めて別途の審査基準の設定が不要なもの(表中の「法令で規定」に該当)を含む。

2 府省等別内訳については別表2-1参照。

審査基準を設定していない処分についての未設定理由は、表2のとおりである。

表2 審査基準の未設定理由（処分の種類数）

	① 下部規定が定められていないことから、現時点では申請が見込まれず、審査基準を設定する実益がない	② 事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難	③ 特殊な状況下における処分であり、あらかじめ審査基準を設定することが困難	④ その他	合 計
本省等	10	75	99	3	187
地方支分部局	0	18	2	0	20
合 計	10 (4.8%)	93 (44.9%)	101 (48.8%)	3 (1.4%)	207 (100%)

(2) 審査基準を公にしている状況

行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。（法第5条第3項）

通知・通達等で審査基準を設定している処分の種類数 253 のうち、当該審査基準を公にしている処分は 248 (98.0%) であり、公にしている方法等は表3-1のとおりである。

表3-1 審査基準を公にしている方法等（処分の種類数）

	公にしている			④ 公に していな い	合 計
	① e-Gov（電子政府の総合窓口）やホームページに掲載している	② ①の方法はとっていないが、情報提供窓口、申請先窓口等に備え付けて自由に閲覧	③ ①の方法はとっていないが、申請者等の求めに応じて提示		
本省等	167	16	24	0	207
地方支分部局	14	8	19	5	46
合 計	181 (71.5%)	24 (9.5%)	43 (17.0%)	5 (2.0%)	253 (100%)
	248 (98.0%)				

(注) 府省等別内訳については別表2-1参照。

また、審査基準を公にしているが、e-Gov やホームページに掲載していないもの（表3-1中②及び③）についての未掲載の理由は、表3-2のとおりである。

表 3-2 審査基準を e-Gov やホームページに掲載していない理由 (処分の種類数)

	① 審査基準のテキストの量が多く、e-Gov (電子政府の総合窓口) やホームページに掲載することが技術的に困難	② 制度の性質上、処分の対象者が明らかに特定の事業者等に限定されており、審査基準が当該事業者等に対しては既に別の方法で周知されている	③ 制度の性質上、処分の対象者が明らかに特定の事業者等に限定されていないが、審査基準が既に広く周知されている	④ その他	合 計
本省等	0	35	0	5	40
地方支分部局	0	11	16	0	27
合 計	0 (0.0%)	46 (68.7%)	16 (23.9%)	5 (7.5%)	67 (100%)

(3) 標準処理期間の設定状況

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。(法第6条)

平成 20 年度及び 21 年度の 2 か年に新設された処分 (申請に対する処分) に係る標準処理期間の設定状況は、表 4 のとおりである。

新設された処分の種類数 663 (本省等及び地方支分部局の合計) のうち、標準処理期間を設定しているものは、273 (設定率 41.2%) である。

また、新設された処分の種類数 663 のうち、標準処理期間を設定していないものは、390 (未設定率 58.8%) である。

表 4 標準処理期間の設定状況 (処分の種類数)

	処分の種類数	標準処理期間設定済み (設定率)		標準処理期間未設定 (未設定率)
		通知・通達等で設定	法令で規定	
本省等	568	224	122	344
地方支分部局	95	49	44	46
合 計	663 (100%)	273 (41.2%)	166	390 (58.8%)

(注) 1 「標準処理期間設定済み」は、法令の規定において処理期間が定められており、

改めて別途の標準処理期間の設定が不要なもの（表中の「法令で規定」に該当）を含む。

2 府省等別内訳については別表2-2参照。

標準処理期間を設定していない処分についての未設定理由は、表5のとおりである。

表5 標準処理期間の未設定理由（処分の種類数）

	① 下部規定が定められていないことから、現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない	② 事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難	③ その他	合計
本省等	47	214	83	344
地方支分部局	2	39	5	46
合計	49 (12.6%)	253 (64.9%)	88 (22.6%)	390 (100%)

(4) 標準処理期間を公にしている状況

通知・通達等で標準処理期間を設定している処分の種類数166のうち、当該標準処理期間を公にしている処分は151(91.0%)であり、公にしている方法等は表6-1のとおりである。

表6-1 標準処理期間を公にしている方法等（処分の種類数）

	公にしている			④ 公に していない	合計
	① e-Gov(電子政府の総合窓口)やホームページに掲載している	② ①の方法はとっていないが、情報提供窓口、申請先窓口等に備え付けて自由に閲覧	③ ①の方法はとっていないが、申請者等の求めに応じて提示		
本省等	77	13	25	7	122
地方支分部局	10	10	16	8	44
合計	87(52.4%)	23(13.9%)	41(24.7%)	15 (9.0%)	166 (100%)
	151(91.0%)				

(注) 府省等別内訳については別表2-2参照。

また、標準処理期間を公にしているが、e-Gov やホームページに掲載していないもの（表6-1中②及び③）についての未掲載の理由は、表6-2のとおりである。

表 6-2 標準処理期間を e-Gov やホームページに掲載していない理由（処分の種類数）

	① 制度の性質上、処分の対象者が明らかに特定の事業者等に限定されており、標準処理期間が当該事業者等に対しては既に別の方法で周知されている	② 制度の性質上、処分の対象者が明らかに特定の事業者等に限定されていないが、標準処理期間が既に広く周知されている	③ その他	合 計
本省等	30	3	5	38
地方支 分部局	7	15	4	26
合 計	37 (57.8%)	18 (28.1%)	9 (14.1%)	64 (100%)

2 不利益処分

(1) 処分基準の設定状況

行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。
(法第 12 条第 1 項)

○ 処分基準

不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

○ 不利益処分

行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分

平成 20 年度及び 21 年度の 2 か年に新設された処分（不利益処分）に係る処分基準の設定状況は、表 7 のとおりである。

新設された処分の種類数 365（本省等及び地方支分部局の合計）のうち、処分基準を設定しているものは 263（設定率 72.1%）である。

また、新設された処分の種類数 365 のうち、処分基準を設定していないものは、102（未設定率 27.9%）である。

表 7 処分基準の設定状況（処分の種類数）

	処分の種類数	処分基準設定済み（設定率）		処分基準未設定（未設定率）	
		通知・通達等で設定	法令で規定		
本省等	312	222	79	143	90
地方支分部局	53	41	24	17	12
合計	365 (100%)	263 (72.1%)	103	160	102 (27.9%)

(注) 1 「処分基準設定済み」は、法令の規定において判断基準が言い尽くされており、改めて別途の処分基準の設定が不要なもの（表中の「法令で規定」に該当）を含む。

2 府省等別内訳については、別表 2 - 3 参照。

処分基準を設定していない処分についての未設定理由は、表8のとおりである。

表8 処分基準の未設定理由（処分の種類数）

	① 将来的に処分の対象の発生が見込まれず、処分基準を設定する実益がない	② 事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を設定することが困難	③ その他	合計
本省等	8	81	1	90
地方支分部局	4	8	0	12
合計	12 (11.8%)	89 (87.3%)	1 (1.0%)	102 (100%)

(2) 処分基準を公にしている状況

通知・通達等で処分基準を設定している処分の種類数 103のうち、当該処分基準を公にしている処分は 90 (87.4%) であり、公にしている方法等は表9-1のとおりである。

表9-1 処分基準を公にしている方法等（処分の種類数）

	公にしている			④ 公にしていない	合計
	① e-Gov(電子政府の総合窓口)やホームページに掲載している	② ①の方法はとっていないが、情報提供窓口、申請先窓口等に備えて自由に閲覧	③ ①の方法はとっていないが、申請者等の求めに応じて提示		
本省等	63	5	9	2	79
地方支分部局	8	0	5	11	24
合計	71(68.9%)	5(4.9%)	14(13.6%)	13 (12.6%)	103 (100%)
	90(87.4%)				

(注) 府省等別内訳については別表2-3参照。

また、処分基準を公にしているが、e-Govやホームページに掲載していないもの(表9-1中の②及び③)の未掲載の理由は、表9-2のとおりである。

表9-2 処分基準を e-Gov やホームページに掲載していない理由（処分の種類数）

	① 処分基準のテキストの量が多く、e-Gov（電子政府の総合窓口）やホームページに掲載することが技術的に困難	② 制度の性質上、処分の対象者が明らかに特定の事業者等に限定されており、処分基準が当該事業者等に対しては既に別の方法で周知されている	③ 制度の性質上、処分の対象者が明らかに特定の事業者等に限定されていないが、処分基準が既に広く周知されている	④ その他	合計
本省等	0	14	0	0	14
地方支分部局	0	3	2	0	5
合計	0 (0.0%)	17 (89.5%)	2 (10.5%)	0 (0.0%)	19 (100%)

（3）聴聞・弁明手続の実施状況

行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。（法第13条第1項）

行政庁は、①許認可等の取消し、資格又は地位のはく奪等、名あて人となるべき者に及ぼす不利益の程度が大きい不利益処分をしようとするときには、聴聞の手続を執ることとし、②それ以外の不利益処分（例：営業停止処分）をしようとするときには弁明の機会の付与の手続を執ることとされている。

平成21年度における聴聞・弁明手続の実施状況（聴聞通知件数、弁明の機会の付与の通知件数等）は、表10のとおりである。

表10 聴聞・弁明手続の実施状況（平成21年度）

	不利益処分の名あて人に対する通知の件数 (a)	名あて人の聴聞不出頭又は弁明書未提出により手続を終結したものの件数 (b)	不出頭又は未提出による終結の割合 (%) (b/a)
聴聞	411	71	17.3%
弁明	1,650	1,010	61.2%

（注）①当事者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、聴聞を終結することができることとされており（法第23条第1項）、また、②弁明の機会の付与についても、弁明書の提出期限までに当事者から何ら応答がない場合には、弁明の機会を与え終えたことになると解されている。

3 行政指導

(1) 行政指導の書面の交付状況

行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。(法第 35 条第 1 項)

行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。(法第 35 条第 2 項)

平成 21 年度における行政手続法に基づく行政指導の書面の交付状況は、表 11 のとおりである。

表 11 行政指導の書面の交付状況（平成 21 年度）

府 省 等 名	関 係 法 令 名	合 計 件 数
総 務 省	放送法	1
	電気通信事業法	3
	個人情報の保護に関する法律	1
法 務 省	司法書士法	1
	土地家屋調査士法	1
外 務 省	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	2
財 務 省	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	450
	清酒製造業等の安定に関する特別措置法	1
	旧民法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	2
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	1
厚 生 労 働 省	医師法、歯科医師法	35
	保健師助産師看護師法	9
	旧民法	1
農 林 水 産 省	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	31
	農産物検査法	32
経 済 産 業 省	電気事業法	9
	家庭用品品質表示法	7
国 土 交 通 省	気象業務法	1
	貨物利用運送事業法	51
	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	317
	宅地建物取引業法	2
	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	6
	建設業法	158
環 境 省	道路運送車両法	14
	特定家庭用機器再商品化法	1
合 計		1, 137

(注) 本表の件数は、本省等及び地方支分部局における交付件数の合計である。

(2) 行政指導指針の公表状況

同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。(法第 36 条)

○ 行政指導指針
 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項

平成 21 年度における行政指導指針の公表状況は、表 12 のとおりである。

表 12 行政指導指針の公表状況 (平成 21 年度)

府 省 等 名	件 数	行政指導指針の名称 (関係法令名)
法 務 省	1	債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン (債権管理回収業に関する特別措置法)
財 務 省	1	「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」の一部改正について (法令解釈通達) (酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律)
文部科学省	3	ヒト ES 細胞の樹立及び使用に関する指針 (平成 21 年文部科学省告示第 8 4 号)
		ヒト ES 細胞の樹立及び分配に関する指針 (平成 21 年文部科学省告示第 1 5 6 号)
		ヒト ES 細胞の使用に関する指針 (平成 21 年文部科学省告示第 1 5 7 号)
厚生労働省	7	職場における熱中症予防対策について (労働安全衛生法、労働安全衛生規則等)
		チェーンソー取扱い作業指針について (労働安全衛生法、労働安全衛生規則等)
		チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針について
		振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の 3 軸合成値」の測定、表示等について (労働安全衛生法、労働安全衛生規則等)
		平成 20 年度リスク評価対象物質に係る労働者の健康障害防止対策の徹底について (労働安全衛生法、労働安全衛生規則等)
		子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針 (育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律安全衛生規則等)
		「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正について (消費生活協同組合法)
国土交通省	6	旅客自動車運送事業の監査方針について (道路運送法)

	貨物自動車運送事業の監査方針について（貨物自動車運送事業法）
	一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（道路運送法）
	一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（道路運送法）
	一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（道路運送法）
	貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（貨物自動車運送事業法）
合 計	18 件